

II 実践の展開

第4章

福岡県教育委員会における 男女共同参画教育推進の実践

森 将和

1 はじめに

平成27年12月に、第4次男女共同参画基本計画が策定された。また、平成30年6月に策定された国の第3期教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度対象）には、基本的な方針「1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」の目標（2）「豊かな心の育成」の中に、初めて「男女共同参画の推進」が取り入れられた。

【男女共同参画の推進】

- 児童生徒の発達段階に応じて、男女の平等や相互の理解、男女が共同して社会に参加することや男女が協力して家庭を築くことの重要性についての指導の充実を図るとともに、教職員が男女共同参画の理念を理解するよう意識啓発等に努める。
- 男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力や態度を身に付けられるよう男女共同参画の視点を踏まえた進路指導を推進し、児童生徒の多様な選択を可能にする教育・学習の充実を図る。

福岡県では、平成28年に「第4次福岡県男女共同参画計画」を策定し、その中において「学校教育における男女共同参画の推進」として、①男女共同参画を推進する教育の実施と教職員等への理解促進、②男女共同参画の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進の2点を示している。

福岡県教育委員会では、平成31年3月に、このような国や県の動向を踏まえるとともに、新学習指導要領に対応した内容となるよう、平成23年に改訂発行した「男女共同参画教育－指導の手引－」の再改訂を行い、各学校における男女共同参画教育の推進を図っている。

本稿では、これまで福岡県教育委員会が行ってきた男女共同参画教育推進の取組について紹介する。

2 本県における男女共同参画教育推進の背景

福岡県においては、国際婦人年に国連が採択した世界行動計画や国内行動計画の策定を背景に、昭和55年に「婦人問題解決のための福岡県行動計画」（昭和61年に「第2次計画」、平成8年に「第3次計画」）を策定し、本県の女性の地位向上を図った。平成13年には、基本法に基づき、「福岡県男女共同参画推進条例」（平成13年福岡県条例第43号）を制定、翌14年に「福岡県男女共同参画計画」を策定した。平成18年に第2次計画、平成23年に第3次計画を策定、福岡県の男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進してきた。この間、平成8年には男女共同参画を推進する拠点施設として「福岡県男女共同参画センター『あすばる』」を開設したほか、平成18年には「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（平成23年「第2次計画」、平成28年「第3次計画」）を策定した。

これまでの施策の推進や女性活躍推進法の全面施行を受け、女性の活躍への期待や関心は高まりつつある。一方、男女共同参画社会の実現には、未だ多くの課題が残されており、こうした課題や社会情勢の変化を踏まえ、「第4次福岡県男女共同参画計画」を策定した。第4次計画では、次の社会づくりを目指すとともに、4つの目標のもと、各種の施策を推進することとしている。

II 実践の展開

【目指す姿】

- 男女がともに個性と能力を発揮できる豊かで活力ある社会
- 性別にかかわらず、人権が尊重され、安心して暮らすことができる社会
- 仕事と生活の両立を実現し、女性がいきいきと活躍する社会

【目標】

- 目標1 働く場における女性の活躍促進
- 目標2 地域・社会活動における女性の活躍促進
- 目標3 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現
- 目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進

この計画では、職場、家庭、地域、学校等、社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進するための施策が述べられているが、男女平等に関する意識、自立や参画への理解や実践的態度の育成については、家庭での働きかけとともに学校教育の果たす役割が非常に大きいといえる。

そこで、各学校においては、学校の教育活動全体を通して、男女共同参画を推進する教育の実施と教職員等への理解促進、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進が求められており、男女が共に尊重し合い、能力発揮の機会の確保、男女の協力を育成する教育の重要性が高まっている。

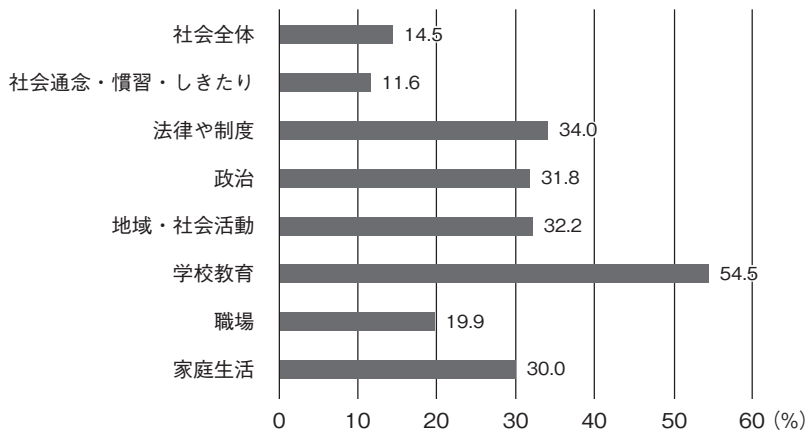
3 本県の男女共同参画に関する意識について

平成26年度に「福岡県の男女共同参画社会に向けての意識調査」が実施された（前回調査は平成21年度）。その中で「家庭生活」「職場」「学校教育」「地域・社会活動」「政治」「法律や制度」「社会通念・慣習・しきたり」「社会全体」の8つの分野における「男女の地位の平等感」を尋ねたところ、「平等」と答えた県民が最も多かった項目は「学校教育」54.5%であった（図1）。

しかし、「学校教育」が「平等」と答えた人のポイントは、前回の調査結果と比べると、2.4ポイント減少している。

この結果からも「学校教育」についても、より一層、男女共同参画社会に向けた取組が求められていると考える。

図1 「平等」と感じている人の割合



出典：平成26年度「福岡県の男女共同参画社会に向けての意識調査」より作成

また、子供のしつけや教育に対する考え方について、「女の子も男の子と同様に経済的に自立ができるような教育が必要だ」とする意見への賛成派が93.6%、「男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など、生活に必要な技術を身に付けさせる方がよい」とする意見への賛成派が95.8%と高いポイントとなっている。さらに、「男の子は理科系、女の子は文科系に進んだ方がよい」という意見については、賛成派は8.9%であり、経済的な自立、生活に必要な技術、修学する専攻分野については、性別は関係ないと考えられていることがうかがえる。

しかし、「男は仕事、女は家庭」という考え方（性別役割分担意識）については、女性の「賛成派」は44.0%、男性は52.2%と男性の方が8.2ポイント高く、「反対派」は女性が55.1%、男性が46.8%と女性の方が8.3ポイント高くなっており、男性の方が性別役割分担を容認する人が多い傾向があると

II 実践の展開

もに、他の項目と比べると考え方が分かれていることがうかがえる。

このような現状から、今後の男女共同参画教育を推進する上での課題は、幼児期、小・中学校の段階から男女平等に関する意識を一層高めるとともに、個性や能力を伸長し、責任ある社会参画を果たす資質・能力を育てていくことであるといえる。

そこで、福岡県教育委員会では、幼稚園、小学校及び中学校教育全体を通して、子供一人一人の個性を生かす教育や自己肯定感の高揚につながる働きかけ及び学年の発達段階と実態に応じた取組を充実していくことが必要であると考えた。

また、教師が自らの男女平等に関する意識を高めていくとともに、幼稚園、小学校及び中学校全体で共通理解を図り、家庭や地域社会との連携を深めながら男女共同参画教育を推進することも重要であると考え、取組の充実を図ってきた。

4 本県の学校（園）における男女共同参画教育の推進

男女共同参画教育のねらい

男女共同参画教育は、男女が本質的な平等と人格の尊重を基盤とし、主体的に個性や能力を伸長し、自己実現を図りながら、対等なパートナーとして責任を分かち合える社会の形成を目指す教育である。

男女共同参画教育では、男女平等の意識を育てるとともに一人一人の個性や能力を発揮させ、伸長させる教育・学習の充実を図ることが大切である。

このことは、学習指導要領が目指す「生きる力」の育成とも重なるものであり、幼稚園、小学校及び中学校における男女共同参画教育においては、教育基本法の教育の機会均等や男女共学の精神、幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の趣旨に則った資質・能力を育てることが必要である。

そこで、福岡県教育委員会では、「男女共同参画教育－指導の手引－」に、各学校の男女共同参画教育で目指す資質・能力を「豊かな心」「性差の認識」

「自立する力」「実践的態度」の4つの視点で示し、共通理解を図っている。

(1) 豊かな心の育成

男女が相互の人格を認め合い、一人一人の能力を最大限に発揮できるようにするために、基本的人権を尊重する心、生命を尊重する心、相手を思いやる心、共に働くことのすばらしさを感じる心など人間関係の基盤となる豊かな心を育むこと、また、多様な体験活動を積み重ねていくことが大切である。

(2) 性差の正しい認識の育成

男女共同参画教育のねらいを達成するには、男女がお互いの性差について正しい認識をもつことが必要である。男女の性差としては、身体的・生理的性差、心理的・気質的性差、社会的・役割的性差が考えられる。この3点についてそれぞれ正しい認識に導くことが必要である。

<p>身体的・生理的性差</p>	<p>男女の身体づくりや機能の違いのことをいい、これを正しく理解させる。身体的・生理的側面からの性差の理解は、男女それぞれが自己の性を認識し、受容するとともに、互いに人格を尊重し合う思いやりの心情を育てることにつながる。 なお、自己の性の受け止めについては、多様な性の在り方にも十分に配慮していく必要がある。</p>
<p>心理的・気質的性差</p>	<p>いわゆる「女らしさ」「男らしさ」のことをいい、女らしさとしては、やさしい・思いやりがある・気が付く等の性質に結び付けられ、男らしさとしては、強い・たくましい・積極的等の性質に結び付けられることが多い。しかし、このことが直接、性差に関係するのではないことを認識させる。</p>
<p>社会的・役割的性差</p>	<p>生活や仕事上の行動や、男女による役割の違いのことをいう。いわゆる「男は外で働き、女は家庭を守る」といった固定的性別役割分担に代表される考え方が強く残っており、このような考え方にとらわれないようにする。</p>

身体的性差は、男女の大きな差異ではあるが、このことが心理的・気質的性差、あるいは社会的・役割的性差に直接結び付くものではない。やさしい・思いやりがある・気が付くなど、また、強い・たくましい・積極的などの性質は、性別に関係なく社会的に望ましい性質である。

また、職業を選択したり家事を担ったりすることは、生活を維持するために男女ともに必要なことである。性別による「らしさ」を強調するあまり、

II 実践の展開

生きていくための力の育成を阻んではならない。性差についての正しい認識をもつ子供を育てていくことが大切である。

(3) 自立する力の育成

男女共同参画教育では、個人が自立し主体的に生きていく態度を育てることが大切である。ここでいう自立は、次の3点から捉えることができる。

生活的自立	基本的な生活習慣を身に付け、自分のことは自分でできることや家事や育児を担うことができる。
経済的自立	経済生活についての基本的知識・技能を身に付け、自ら考え、判断し、意志決定して、よりよい生活を実践できる。
精神的自立	社会の変化に対応しつつ、性別にとらわれずに自分の個性を生かして、正しく判断して行動できる。

(4) 互いを認め、高め合う実践的態度の育成

男女共同参画教育では、豊かな心・性差の正しい認識・自立する力、の3つを身に付けるだけでなく、生活の中で具体的な行動として実践できるようにすることを目指している。

つまり、家族や社会の一員として協力してよりよい生活を営むために必要な諸問題に対し、適切な意志決定や行動選択ができる資質や能力を育成するものである。

そのためには、自他のよさや個性を生かし合ったり、協力し合ったりする体験をさせながら子供の行為として具体化していくことが必要である。

男女共同参画教育を充実させるための観点

男女共同参画教育は、各教科、道徳科、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間及び特別活動など、学校の教育活動全体を通じて実施するものであり、それぞれの教科等のねらいを達成することを通して、男女共同参画教育が効果的に推進されることが求められている。

福岡県教育委員会では、「男女共同参画教育－指導の手引－」に男女共同

参画教育を充実させていくための6つの観点を示し、各学校（園）での教育活動等の取組を推進している。

（1）学習内容の充実

男女共同参画教育で目指す4つの資質・能力の視点から学習内容を見直し、指導目標や指導内容を明確にして指導する。

また、男女共同参画に直接かかわる内容については重点的に取り上げて意図的、計画的に指導していく。

（2）将来への展望をもつことができるキャリア教育・進路指導の充実

キャリア教育においては、望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てることを目的としている。

一人一人が個性と能力を十分発揮し、主体性をもって充実した人生をおくることができるように、教育・学習の機会を整備し、職業選択を自立の基礎として位置付け、将来への展望をもつことができるキャリア教育・進路指導を充実させていく。

（3）性に関する指導の充実

男女平等を推進する教育は、性差の正しい理解や生命そのものに対する尊厳を自覚することから始まる。

そこで、人間尊重の精神や生命の尊厳、暴力の否定、性差についての正しい認識などを育てるための性に関する指導を幼年期からすべての子供に対して、発達の段階を踏まえて、計画的に、また、あらゆる機会を通じて充実させていく。

（4）奉仕等勤労体験学習の推進

家事労働の省力化と少子化が進む中で、子供の家事労働への参加が少なくなっているという現状がある。その結果、家庭生活での自分の役割や責任、家族相互の協力、家事労働の大変さや必要性等についての自覚が薄くなり、このことが子供の勤労観・職業観に影響を及ぼしていると考えられている。

そこで、家庭や地域社会における勤労体験及び学校教育における奉仕等勤

II 実践の展開

労体験学習を促進し、児童生徒の正しい勤労観・職業観を育てていく。

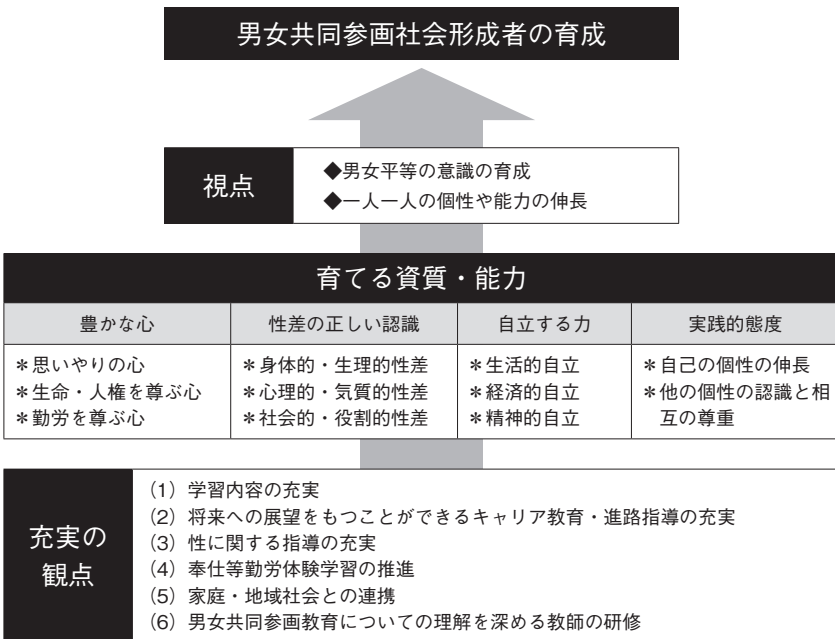
(5) 家庭・地域社会との連携

学校教育は、児童生徒の生活圏である家庭や地域社会において具体的に実践されることによって一層の効果を上げるものである。これを効果的に進めるには、学校での学習内容が家庭や地域社会での生活に生かせるよう、男女共同参画教育の必要性について共通理解を図るとともに、家庭・地域社会と連携して推進していく。

(6) 男女共同参画についての理解を深める教師の研修

日常の教師自身の価値観や行動等が、直接、児童生徒の指導に反映するため、教師自身の考えや行動の中にある「男女共同参画教育の推進を阻害する習慣や考え方」を問い直す必要がある。

図2 福岡県の男女共同参画教育推進の構想



そのために、すべての教師に対して、その本質的なねらいや必要性についての研修を充実するとともに、具体的な実践を中心とした研修を推進していく。

5 本県の学校（園）における発達段階に応じた男女共同参画教育

各学校（園）で、男女共同参画教育を推進するためには、各学校（園）段階で子供の発達段階や実態に応じて学習内容を適切に設定するとともに、次に示す事項にも留意して進めていく必要がある。

- ◆ 体験的な学習や問題解決的な学習を重視すること。
- ◆ 子供の理解を深めるとともに、計画的、組織的なキャリア教育・進路指導を行うこと。
- ◆ ガイダンス機能の充実を図ること。
- ◆ 指導方法や指導体制を工夫し、個に応じた指導の充実を図ること。
- ◆ 視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

そこで、福岡県教育委員会では、幼稚園、小学校及び中学校段階で育てる資質・能力を明確にするとともに、各段階での指導にあたっての留意点を「男女共同参画教育－指導の手引－」に示して、各学校（園）が、男女共同参画教育の充実に向けた取組を図るための支援を行っている。

幼稚園

教育基本法第11条に、「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」と規定されている。幼児期は、日常の幼稚園や家庭での生活の中で他の人々と関わることによって他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれるようになり、自我の発達の基礎が築かれる大切な時期である。

そこで、幼稚園では、特別に男女平等観を育成することを強調した保育をするのではなく、幼稚園教育要領に則り、幼児の豊かな人間関係の基礎や自立の芽生えを培うことが大切である。

II 実践の展開

具体的には次頁のような資質・能力を中心として、人や身近な環境との関わりをもつ力を育てていく。

表1 幼稚園で育てる資質・能力

育てる資質・能力		幼稚園で育てる資質・能力
豊かな心	思いやりの心	友達と様々な体験を重ねる中で、友達の気持ちに共感できる心を育成する。
	生命・人権を尊ぶ心	身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを育成する。
	勤労を尊ぶ心	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じる心を育成する。
自立する力	生活的自立	自分でしなければならないことを自覚し、自分の力でやるために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動する力を育成する。
実践的態度	他の個性の認識と相互の尊重	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げることができるようにする。

また、幼稚園段階での男女共同参画教育を進めていくにあたり、各幼稚園では、次の点に留意しながら指導にあたっている。

表2 幼稚園段階における指導の留意点

1. 教師との信頼関係に支えられて自分自身の生活を確立していくことが人と関わる基盤となることを考慮し、幼児が自ら周囲に働きかけることにより多様な感情を体験し、試行錯誤しながら諦めずにやり遂げることの達成感や、見通しをもって自分の力でやることの充実感を味わうことができるよう、幼児の行動を見守りながら適切な援助を行うようにする。
2. 一人一人を生かした集団を形成しながら人と関わる力を育てていくようにする。その際、集団生活の中で、幼児が自己を発揮し、教師や他の幼児に認められる体験をし、自分のよさや特徴に気付き、自信をもって行動できるようにする。
3. 幼児が互いに関わりを深め、協同して遊ぶようになるためには、自ら行動する力を育てるようになるとともに、他の幼児と試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わうことができるようにする。

4.	幼児が他の幼児との関わりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにし、自然や身近な動植物に親しむことなどを通して豊かな心情が育つようにすること。特に、人に対する信頼感や思いやりの気持ちは、葛藤やつまずきを体験し、それらを乗り越えることにより次第に芽生えてくることに配慮する。
5.	集団の生活を通して、幼児が教師との信頼関係に支えられて自己を発揮する中で、互いに思いを主張し、折り合いを付ける体験をし、きまりの必要性などに気付き、自分の気持ちを調整する力が育つようにする。
6.	高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深い様々な人と触れ合い、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、これらの人々に親しみをもち、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようにする。
7.	身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い、共感し合うことを通して、自分から関わろうとする意欲を育てるとともに、様々な関わり方を通して、それらに対する親しみや畏敬の念、生命を大切にすることを、公共心、探究心などを養うようにする。

小学校

小学校段階では、学校、家庭、地域での生活において男女の違いを次第に意識するようになっていく。そこで男女の違いに対する認識が差別意識につながらないように配慮しながら、各教科、道徳科、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間及び特別活動等、学校教育活動全体を通して意図的・計画的に育成していくことが大切である。

小学校では以下のような資質・能力を育てていく。

表3 小学校で育てる資質・能力

育てる資質・能力		小学校で育てる資質・能力
豊かな心	思いやりの心	誰に対しても思いやりの心をもち、相手の立場に立って親切にする心を育成する。
	生命・人権を尊ぶ心	生命あるものすべてをかけがえのないものとして尊重し、力強く生き抜こうとする心や身近な男女差別及び偏見に気付く心を育成する。
	勤労を尊ぶ心	勤労を尊ぶ心、進んで社会のために奉仕する心を育成する。

II 実践の展開

性差の認識	身体的・生理的性差	男女には、身体的・生理的な違いがあることを理解し、受けとめる考え方を育成する。
	心理的・気質的性差	身体的・生理的性差によって、考え方や行動を制限せず、その人らしさを認めようとする考え方を育成する。
	社会的・役割的性差	学校生活のあらゆる機会において、役割を性によって固定せず、個人の特性によって分担したり、活動したりする考え方を育成する。
自立する力	生活的自立	基本的な生活習慣を身に付け、自分のことは自分ですることができる力を育成する。
	経済的自立	生活の基盤である経済的活動の重要性を理解するとともに、男女が性別にかかわらず、経済的に自立できる基礎となる力を育成する。
	精神的自立	男女のものごころの考え方を性差によって判断せず、人間の個性として認める力や自主的に判断し行動する力を育成する。
実践的態度	自己の個性の伸長	自己のよさや可能性に気付き、自己の能力を最大限に伸ばそうと努力する態度を育成する。
	他の個性の認識と相互の尊重	友達の個性を認め、男女の別なく、共に協力していく態度を育成する。

また、小学校段階での男女共同参画教育を進めていくにあたり、各学校では、以下の点に留意しながら指導にあたっている。

表4 小学校段階における指導の留意点

1.	男女の性差のみを強調して指導したり、グループ分けを男女別に固定したり、性別によって役割を決定したりすることのないようにする。
2.	教師自身の男女平等観や言動が児童の男女平等や共同参画についての見方や考え方に影響を与えることから、教師自身が男女共同参画教育の教育的価値を認識し、男女共同参画意識を高める。
3.	発達段階に応じた指導を工夫する。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 低学年では、生命を尊重する心や友達と仲よく助け合う心など豊かな心を育むための直接体験を重視する。また、自立の基礎を培うために、基本的な生活習慣を身に付けさせる。 ◆ 中学年では、豊かな心を育む指導とともに、友達と協同して活動したり進んで働いたりする実践的態度を育てる。また、仲間づくりが活発に行われるこの時期には、互いによさを認め合うとともに、個性を伸長し合うよう指導する。 ◆ 高学年では、性差についての正しい認識をもたせるとともに、偏見をもつことなく公平に行動する態度や男女が互いに助け合い協同して生活を営む実践的態度を育てる。また、自己のよさに気付け、自分らしさを発揮して生活できるよう指導する。

中学校

中学校段階では、心身の変化がもっとも著しく現れる時期であり、人格の形成においても重要な位置を占めている。この時期に自己の性を受け止めるとともに、お互いの性差を意識しながらそれぞれのよさを認め合って生活していこうとする態度を育てていくことが大切になってくる。

中学校では以下のような資質・能力を育てていく。

表5 中学校で育てる資質・能力

育てる資質・能力		中学校で育てる資質・能力
豊かな心	思いやりの心	一人一人の個性を尊重し、他の人々に対して思いやりの心をもつようにするとともに、男女がお互いに相手の人格を尊重しようとする心を育成する。
	生命・人権を尊ぶ心	かけがえない自他の生命を尊重する心や男女差別や偏見に気付く、差別や偏見のないよりよい社会の実現に尽くそうとする心を育成する。
	勤労を尊ぶ心	日常の清掃や委員会活動等の中の勤労体験を通して、勤労の尊さや意義を理解し、男女が協力して自主的に行動しようとする態度や進んで公共の福祉と社会の発展のために尽くそうとする心を育成する。
性差の認識	身体的・生理的性差	第二次性徴や異性の性への正しい認識を育成する。
	心理的・気質的性差	身体的・生理的性差から、心理的・気質的性差の生まれた背景や原因の理解や性による偏見や固定観念にとらわれず、人としての個性を見つめ、互いに尊重し合うことの大切さの認識を育成する。
	社会的・役割的性差	学校生活のあらゆる機会において、役割を性によって固定せず、個人の特性によって分担したり、活動したりする考え方を育成する。
自立する力	生活的自立	自分のことは自分でするとともに、学校生活や家庭生活を工夫・改善する力を育成する。
	経済的自立	経済に対する正しい認識を育て、将来にわたり生きがいと生活の糧を得るための労働の重要性を理解するとともに、自己の経済的な自立を目指そうとする力を育成する。
	精神的自立	一人の人間として自己の生き方を考え、その生き方に従い、物事を適切に判断し、主体的に行動できる力を育成する。

II 実践の展開

実践的態度	自己の個性の伸長	自分の特性や適性を自覚するとともに、自己との対話を深めつつ、自分自身のよさを伸ばしていこうとする態度を育成する。
	他の個性の認識と相互の尊重	男女がそれぞれの個性や立場を尊重し、協力して生きることの大切さを理解するとともに、お互いのよさを生かしながら生活しようとする態度を育成する。

また、中学校段階での男女共同参画教育を進めていくにあたり、各学校では、以下の点に留意しながら指導にあたっている。

表6 中学校段階における指導の留意点

<p>1. 個性を生かす指導</p> <p>中学生の時期は自己の進路や人生の展望が現実の課題となる時期でもある。それぞれの個性を生かす指導を重視し、男女の固定的な役割意識にとらわれない自分らしい生き方を選択させるキャリア教育・進路指導の充実が、男女共同参画教育の推進に大きな役割を果たすことになる。</p>
<p>2. 第二性徴期への配慮</p> <p>中学生期には第二性徴期をむかえ、急激な身体の変化が現れる時期である。性的成熟へ向かう自分の身体の変化や異性への関心の高まりに伴う様々な不安や悩みへの指導が必要である。あわせて、性差を越えた豊かな人間関係を育てるために、互いの個性を尊重し合う態度を育成することも大切である。</p>

6 本県の小・中学校における男女共参画教育実践事例

小・中学校においては、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動といった、学校の全教育活動を通じて、「豊かな心」「性差の認識」「自立する力」「実践的態度」の男女共同参画教育で育てる4つの資質・能力を育てていく。

ここでは、本県の学校が取り組んだ小学校第6学年「学級活動」、中学校第3学年「社会科」の学習を通して、男女共同参画教育の4つの資質・能力を育成する実践事例を紹介する。

【小学校】

第6学年 学級活動(2) 性差にこだわらず、その人らしさを大切にしようとする心を育む実践	
【題材名】自分の心をつみつめよう(2) - イ よりよい人間関係の形成 (本時1/1)	
【教科等のねらい】 「女らしさ・男らしさ」という考え方で人を判断するのではなく、一人一人が自分らしく生きることが大切であることに気付くことができるようにする。	
【男女共同参画教育の視点】 心理的・気質的性差によって、考え方や行動を制限せず、その人らしさを認めようとする考え方を育成する。 【性差の認識/心理的・気質的性差】	
主な活動・内容	指導上の留意点(○)
<p>1 「～のくせに」「～らしくなさい」と言われた体験を振り返る。 (1) 詩「くせに」を読む。</p> <p>(2) 本時のめあてを確認する。</p>	<p>○ 「～のくせに」という言葉からどのようなイメージがわくかを考えさせる。 ○ 詩を提示して読ませる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: right;">くせに</p> <p>よくには、 中学生のおねえちゃんど、 小学一年生の弟がいる、 このあいだ、お姉ちゃんど ケンカして負けたとき、 「男のくせに、泣くな」と 言われた。 そのあと、弟どケンカした。 弟を泣かせてしまったら、 「お兄ちゃんのくせに 何しようどね」と、 おこられた。</p> <p>「くせに」はイヤヤン。</p> </div>
「女らしい」「男らしい」という考え方について話し合おう。	
<p>2 「男らしい」「女らしい」について話し合う。 (1) 色や服装、家事、スポーツ、習い事、遊び、キャラクター等を「男らしい」「女らしい」「どちらとも言える」ものに分類する。 (2) 班の考えをもとに、全体で分類する。 ・この分け方でいいかな。違う意見はないかな。 ・どうしてそう思うの。 (3) 生活を振り返り、体験したことを話し合う。 ・「男(女)の子だからそんなことをしたらいけない」「そんなことをするのは女(男)の子らしくない」と言われた(言った)ことはないかな。 ・言われたときのことを思い出そう。どんな気持ちになったかな。 ・どうして(どこが)おかしいのか。 ・どうして(どこが)いやなのか。 ・みんなは、これからどうしたらいいと思うの。</p> <p>3 「～らしさ」という考え方によって、苦しんでいる人たちがいることから、どのような考え方をすればよいかについて話し合う。 ・男(女)の気持ちをもつ女(男)の人もあります。 ・同じ性の人を好きになる人もいます。知っていますか。</p>	<p>○ 色や服装、家事などの事柄をカードにして話し合わせる。 ○ 個人→班で意見交流しながら分類する。</p> <p>○ 体験等をもとに、理由を大切に交流させる。 ○ 自分の経験を基にその時の状況や気持ちを思い出させる。 ○ 悪い意味で使っている時とよい意味で使っている時があることに気付かせる。</p> <p>○ 一方的な見方によって苦しんでいる人達がいること、教師の経験や学びも伝え、考えさせる。 ○ 「男(女)らしさ」をよい意味で使っている、そう受け止めることができない人もいることに気付かせる。</p>
まとめ 一人ひとりが「自分らしく」生きていくことが大切である。	
<p>4 学習を振り返り、感想を書く。 ・自分にできることも考えられたらいいね。</p>	<p>○ 新たな気づきや分かったこと、これから意識していきたいことなどを記入させる。</p>

II 実践の展開

【中学校】

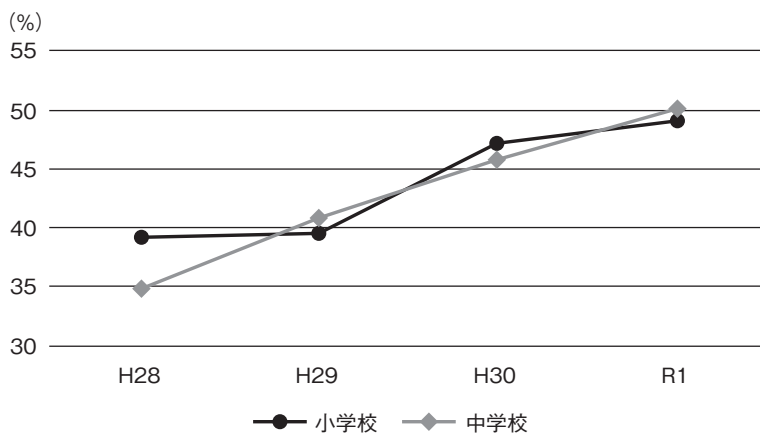
第3学年	社会科	性別への固定観念について多面的・多角的に考えようとする事例
【単元名】人権と共生社会 (本時3/8)		
【教科等のねらい】 女性の雇用や賃金に関する資料から、何が問題なのかを追究し、自分の考えや班の意見を比較して問題点を交流したり、国の方策や女性差別の解消に向けた法律について分析したりすることで、差別解消のための方策を見いだすことができるようにする。		
【男女共同参画教育の視点】 性別への固定観念について、共生社会を創るためにはどうしたらよいか、多面的・多角的に考察し、意見交換し、考えを説明することができる。 【性差の認識/社会的・役割的性差】		
主な活動・内容		指導上の留意点 (○)・評価 (◇)
1	雑誌等の「イクメン」特集の写真等をみる。	○ 育児・家事をしている父親の写真を掲示して、学習への生徒の関心をもたせる。
2	学習のめあてを確認する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">女性の社会的な状況から共生社会を築くための方策を考えよう。</div>	
3	資料から女性の社会的な状況を読み取る。 (1) 「男女の年齢別賃金」から考える。 ・会社で働き続ける女性が少ない。 ・パートが多い。など (2) 「女性の年齢別の働いている割合」から考える。 ・25歳から女性の働く割合が下がるのは、結婚をして仕事を辞めるから。 ・35歳から上がるのは、子育てが落ち着くから。 ・男性は仕事を辞めることはないから、女性も辞めることはないと思う。など	○ 必要に応じて、「男性の育児休業率」や「指導的地位にある女性の割合の国際比較」を掲示して、広い視点から考察を深めさせる。 ○ 個人の意見や班で考えた内容を電子黒板に映し、考えや意見を全体で交流していくことで考察を深めさせるようにする。
4	女性のおかれている社会環境を改善するための国や企業の方策を知る。 (1) 教科書の国の取組から (2) 参考法令集から ・男女雇用機会均等法 ・男女共同参画社会基本法 ・育児・介護休業法	○ 女性差別の問題を資料から読み取らせ、「男性だから、女性だから」という固定的な意識が私たちの意識の中にも根強く残っていることに気付かせる。また、これらの理由で本来の適正や能力が発揮されないことは社会全体にとっても損失であることに気付かせる。
5	共生社会を築くためには、どのような方策が必要なのか、社会全体での取組や自分なら何が出来るのかを考え説明する。	○ 教科書の説明文や巻末の参考法令集の法律の分析、企業の取組の紹介から、女性差別の解消に向けた国や企業のような取組が実施されていることに気付かせる。 ◇ 男女共同参画や男女の差別について多面的・多角的に考え、自分にできることを説明している。

小学校第6学年「学級活動」の実践では、「男らしい・女らしい」という言葉を軽く使い、その言葉に傷ついている人がいることや見た目にとらわれるのではなく、その人の素晴らしいところを見つけることが大切であることに気付かせることができたといった成果があげられている。

また、中学校第3学年「社会科」の実践では、内在的にあった固定的な性別での役割の矛盾に気付かせることができた。授業実施以前には、「男のくせに」や「女だから」といった発言が見られていたが、本授業実施後は、そのような発言もほとんど見られなくなり、共生社会に向けて大切にすべきことについて考えを深めさせることができたといった成果があげられている。

ここでは、2つの実践について紹介したが、日々の各教科等の学習においても、各学校では学習内容、学習方法、学習形態等が児童生徒の男女共同参画意識を高める上で望ましいものであるか、また、児童生徒の個性や可能性を伸長することができるものであるかについて検討し、指導の充実を図っている。

図3 男女共同参画教育の年間計画を作成している学校の割合



出典：「福岡県教育課程実施状況調査」より作成

II 実践の展開

図3は、男女共同参画教育の年間計画を作成している県内の小・中学校の割合を示したグラフである(平成28年度から令和元年度)。小・中学校ともに年々割合が増加しており、各学校における男女共同参画教育の意図的、計画的、系統的な取組が進められていることがうかがえる。

7 本県の男女共参画教育推進の取組の成果と課題

本県の学校(園)に対する男女共同参画教育を推進する取組については、これまで述べてきたように「男女共同参画教育-指導の手引-」を通して推進を図ってきた。

令和元年度の県内の小・中学校における男女共同参画教育の全体計画を作成した学校の割合及び「男女共同参画教育-指導の手引-」の使用状況の割合等については、表7に示す通りである。

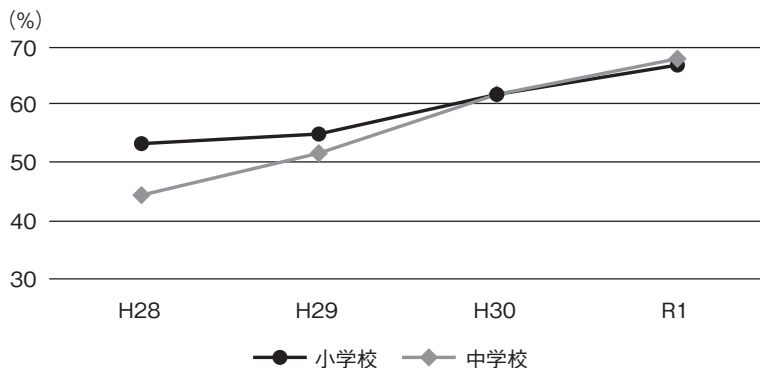
県内の小・中学校において、男女共同参画教育の全体計画を作成し、学校全体で計画的に取組を進めている学校の割合は、小学校54.2%、中学校53.4%となっており、小・中学校ともに年々割合が増加しており、男女共同参画教育の取組の充実がうかがえる。

表7 県内の小・中学校での男女共同参画教育の取組の割合

	小学校 (%)	中学校 (%)
① 男女共同参画教育の全体計画の作成	54.2	53.4
② 男女共同参画教育の年間計画の作成	49.1	50.0
③ 「男女共同参画教育-指導の手引-」の活用	67.1	67.6
④ 発達段階に応じた性に関する指導の年間計画の作成	76.9	60.8
⑤ 男女共同参画教育に関する教員研修の実施	57.8	72.1
⑥ ⑤で教員研修の中にデートDVなどを含むDVについての研修の実施	31.3	63.7
⑦ 男女共同参画教育に関する内容について学級活動や全校集会などで児童・生徒に対する指導の実施	63.1	78.9
⑧ ⑦で児童・生徒への指導の中にデートDVなどを含むDVについての指導の実施	13.8	70.1

出典：「令和元年度福岡県教育課程実施状況調査」より作成

図4 小・中学校の「男女共同参画教育－指導の手引－」を
活用している学校の割合



出典：「福岡県教育課程実施状況調査」より作成

図4は、平成28年度から令和元年度における県内の小・中学校で「男女共同参画教育－指導の手引－」を活用している学校の割合を示したグラフである。平成28年度「男女共同参画教育－指導の手引－」を活用した学校の割合は、小学校53.2%、中学校44.1%であったが、令和元年度は、小学校67.1%、中学校67.6%と平成28年度より「男女共同参画教育－指導の手引－」を活用した学校の割合が、小学校で13.9ポイント、中学校で23.5ポイント高くなっている。

今後も、各学校において「男女共同参画教育－指導の手引－」が研修や授業づくりの資料として活用され、福岡県の男女共同参画教育の取組が充実していくよう、福岡県教育委員会も取組の推進を図っていく。

II 実践の展開

引用文献

福岡県教育委員会 2019 『男女共同参画教育－指導の手引－』改訂版

参考資料

【法律・計画等】

男女共同参画社会基本法 2000

第4次男女共同参画基本計画 2015

福岡県男女共同参画推進条例 2001

第4次福岡県男女共同参画計画 2016

【公表資料等】

文部科学省 2010 生徒指導提要

文部科学省 2017 小・中学校学習指導要領解説

文部科学省 2018 幼稚園教育要領解説

男女共同参画局 2018 男女共同参画白書

閣議決定 2018 教育振興基本計画

福岡県人づくり・県民生活部男女共同参画推進課 2015

男女共同参画社会に向けての意識調査

福岡県人づくり・県民生活部男女共同参画推進課 2019

福岡県男女共同参画白書

福岡県教育委員会 2017～2020 福岡県教育課程実施状況調査

(もり・まさかず 福岡県教育庁教育振興部義務教育課指導班指導主事)